

障害者就労に係る最近の動向について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

I . 就労継続支援（A型・B型）事業所における 平均賃金・工賃月額（平成30年度）

就労継続支援(A型・B型)事業所における平均賃金・工賃月額(平成30年度)

令和元年11月25日現在

概要

- 就労継続支援(A型・B型)事業所は、前年度に利用者に支払った賃金・工賃の実績を都道府県に報告し、都道府県はその内容を取りまとめた後、国に報告。
- 国は、毎年度、都道府県から報告のあった就労継続支援(A型・B型)事業所の平均賃金・工賃月額を集計し、公表。
- 平成30年度における就労継続支援(A型・B型)事業所での平均賃金・工賃月額は下表のとおり。

平成30年度平均賃金・工賃

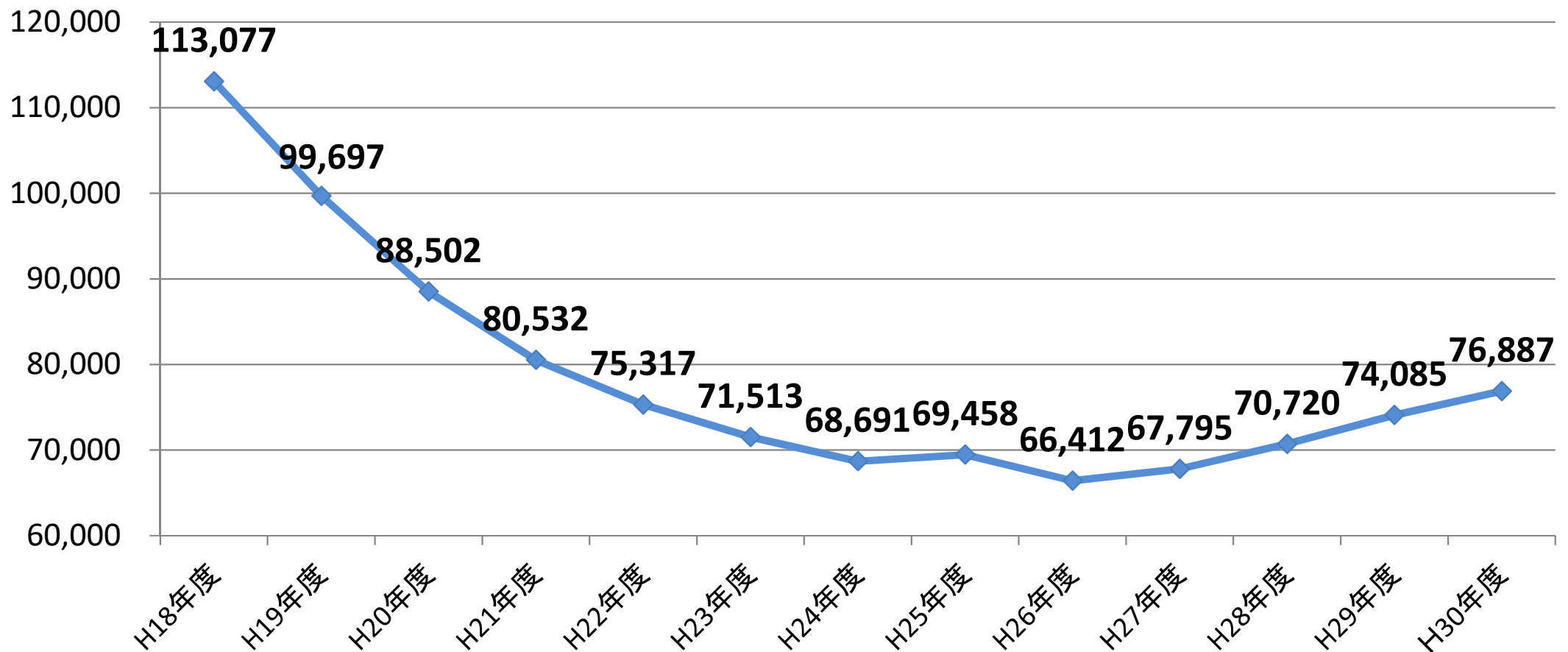
施設種別	平均賃金・工賃 ※1		施設数 (箇所)	(参考)平成29年度平均賃金・工賃	
	月額	時間額 ※2		月額	時間額
就労継続支援A型事業所 (対前年度比、対前年度差)	76,887円 (+3.8%、+2,802円)	846円 (+3.4%、+28円)	3,554	74,085円	818円
就労継続支援B型事業所 (対前年度比、対前年度差)	16,118円 (+3.3%、+515円)	214円 (+4.5%、+9円)	11,750	15,603円	205円

※1 就労継続支援A型事業所:平均賃金／就労継続支援B型事業所:平均工賃
※2 平成30年度地域別最低賃金(全国加重平均額):874円(時間額)

就労継続支援A型事業所における平均賃金月額の推移

令和元年11月25日現在

○ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向にある。



※ 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額の比較(平成29年度、平成30年度)

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	70,489	73,204	103.9%
青森県	62,496	63,777	102.0%
岩手県	75,144	79,343	105.6%
宮城県	71,476	73,738	103.2%
秋田県	64,167	69,736	108.7%
山形県	72,994	75,615	103.6%
福島県	69,917	74,823	107.0%
茨城県	82,361	79,553	96.6%
栃木県	66,095	68,179	103.2%
群馬県	66,511	68,442	102.9%
埼玉県	70,379	72,909	103.6%
千葉県	69,372	69,465	100.1%
東京都	90,407	94,429	104.4%
神奈川県	78,869	80,508	102.1%
新潟県	67,220	70,520	104.9%
富山県	61,412	65,696	107.0%
石川県	67,889	70,175	103.4%
福井県	79,910	82,891	103.7%
山梨県	66,261	69,775	105.3%
長野県	85,874	87,271	101.6%
岐阜県	70,600	72,522	102.7%
静岡県	71,575	77,663	108.5%
愛知県	76,269	79,065	103.7%
三重県	72,171	72,959	101.1%

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
滋賀県	84,750	84,006	99.1%
京都府	88,148	90,025	102.1%
大阪府	76,493	78,855	103.1%
兵庫県	80,347	84,358	105.0%
奈良県	72,434	75,131	103.7%
和歌山県	89,939	93,415	103.9%
鳥取県	82,659	87,756	106.2%
島根県	84,631	88,312	104.3%
岡山県	75,096	78,548	104.6%
広島県	84,549	93,182	110.2%
山口県	77,583	79,478	102.4%
徳島県	66,218	69,525	105.0%
香川県	69,712	73,936	106.1%
愛媛県	66,058	68,580	103.8%
高知県	88,205	88,488	100.3%
福岡県	69,771	73,264	105.0%
佐賀県	82,547	83,766	101.5%
長崎県	82,339	85,967	104.4%
熊本県	69,621	72,271	103.8%
大分県	78,807	81,467	103.4%
宮崎県	61,392	62,776	102.3%
鹿児島県	66,547	69,722	104.8%
沖縄県	63,769	67,135	105.3%
全国平均	74,085	76,887	103.8%

※ 就労継続支援A型事業所の平均

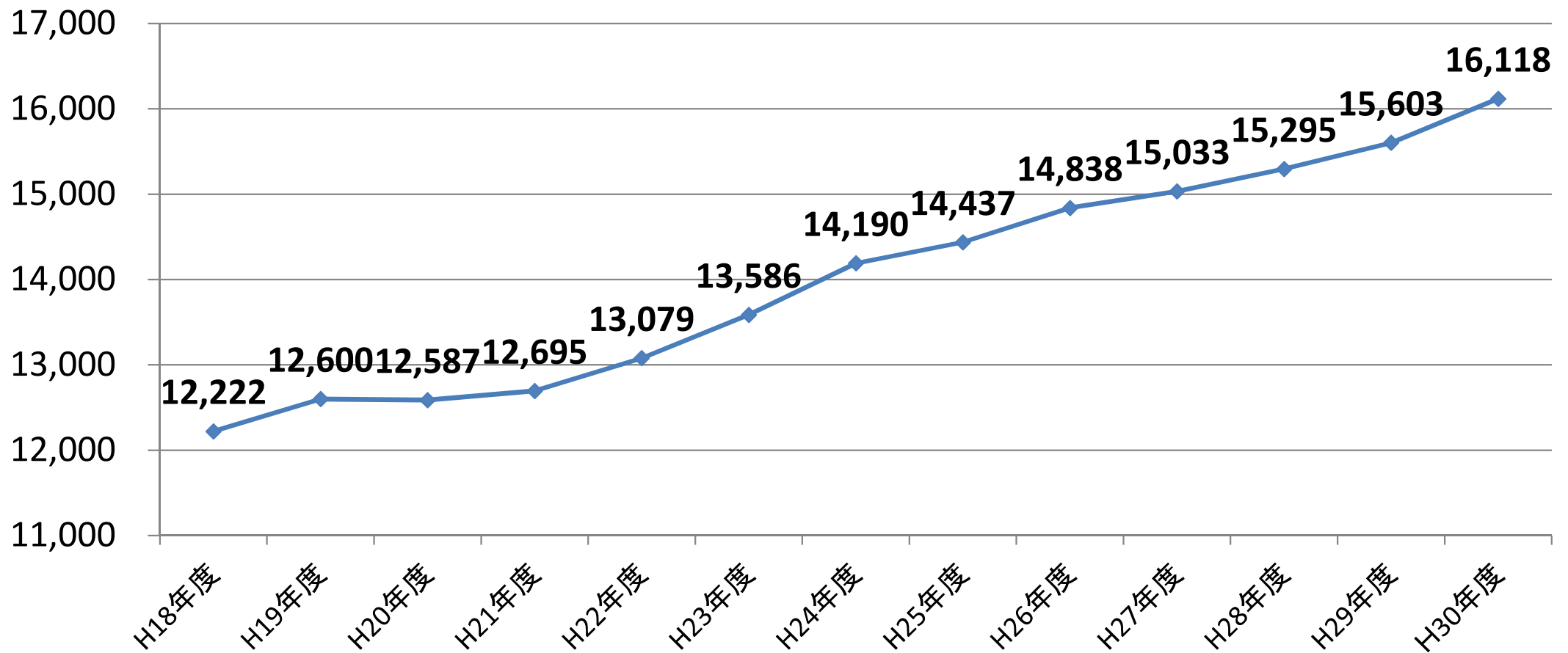
【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

(円/月額)

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

令和元年11月25日現在

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から31.9%上昇している。



※ 平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較(平成29年度、平成30年度)

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率	都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	18,810	18,966	100.8%	滋賀県	18,156	18,722	103.1%
青森県	13,559	14,136	104.3%	京都府	16,724	16,034	95.9%
岩手県	18,982	19,363	102.0%	大阪府	11,575	12,009	103.8%
宮城県	17,862	17,490	97.9%	兵庫県	14,041	14,420	102.7%
秋田県	15,169	14,869	98.0%	奈良県	15,206	16,058	105.6%
山形県	11,016	11,651	105.8%	和歌山県	16,565	16,433	99.2%
福島県	14,602	14,758	101.1%	鳥取県	18,312	19,511	106.5%
茨城県	13,198	14,144	107.2%	島根県	19,133	19,672	102.8%
栃木県	16,612	16,949	102.0%	岡山県	14,160	14,741	104.1%
群馬県	17,139	17,662	103.1%	広島県	16,038	16,754	104.5%
埼玉県	14,517	14,530	100.1%	山口県	17,289	18,533	107.2%
千葉県	14,308	15,013	104.9%	徳島県	21,465	22,235	103.6%
東京都	15,752	16,078	102.1%	香川県	15,445	16,377	106.0%
神奈川県	14,047	14,696	104.6%	愛媛県	16,264	16,454	101.2%
新潟県	14,472	15,189	105.0%	高知県	19,694	19,889	101.0%
富山県	15,645	15,881	101.5%	福岡県	13,841	14,643	105.8%
石川県	16,552	17,175	103.8%	佐賀県	18,419	18,912	102.7%
福井県	22,312	21,829	97.8%	長崎県	16,389	16,759	102.3%
山梨県	15,741	16,665	105.9%	熊本県	14,490	15,100	104.2%
長野県	15,787	16,130	102.2%	大分県	17,101	17,977	105.1%
岐阜県	14,010	15,340	109.5%	宮崎県	18,585	19,218	103.4%
静岡県	15,675	16,285	103.9%	鹿児島県	16,174	16,438	101.6%
愛知県	15,297	16,738	109.4%	沖縄県	14,940	15,779	105.6%
三重県	14,915	15,561	104.3%	全国平均	15,603	16,118	103.3%

※ 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

(円／月額)

Ⅱ．平成30年報酬改定後の就労系サービスの状況

就労移行支援における平成30年報酬改定の効果

就職後6月以上定着率の区分	事業所数					利用者数				
	H30.4	⇒	H31.4	増減		H30.4	⇒	H31.4	増減	
				事業所数	増減率				利用者数	増減率
5割以上の場合	515 (15.3%)	⇒	603 (18.8%)	88	17.1%	8,552 (25.0%)	⇒	10,966 (32.5%)	2,414	28.2%
4割以上5割未満の場合	162 (4.8%)	⇒	201 (6.3%)	39	24.1%	2,957 (8.6%)	⇒	3,154 (9.4%)	197	6.7%
3割以上4割未満の場合	1,038 (30.7%)	⇒	1,098 (34.1%)	60	5.8%	11,031 (32.2%)	⇒	11,694 (34.7%)	663	6.0%
2割以上3割未満の場合	282 (8.4%)	⇒	243 (7.6%)	▲ 39	-13.8%	3,438 (10.0%)	⇒	2,610 (7.7%)	▲ 828	-24.1%
1割以上2割未満の場合	587 (17.4%)	⇒	468 (14.6%)	▲ 119	-20.3%	4,067 (11.9%)	⇒	2,795 (8.3%)	▲ 1,272	-31.3%
0割超1割未満の場合	103 (3.1%)	⇒	73 (2.3%)	▲ 30	-29.1%	1,099 (3.2%)	⇒	525 (1.6%)	▲ 574	-52.2%
0の場合	689 (20.4%)	⇒	530 (16.5%)	▲ 159	-23.1%	3,087 (9.0%)	⇒	1,977 (5.9%)	▲ 1,110	-36.0%
計	3,376 (100.0%)	⇒	3,216 (100.0%)	▲ 160	-4.7%	34,231 (100.0%)	⇒	33,721 (100.0%)	▲ 510	-1.5%

※出典：国保連データ（ただし、養成施設分は除く）

※（ ）内は構成比。

就労継続支援 A 型における平成30年報酬改定の効果

1日の平均労働時間の区分	事業所数					利用者数				
	H30.4	⇒	H31.4	増減		H30.4	⇒	H31.4	増減	
				事業所数	増減率				利用者数	増減率
7 時間以上の場合	152 (4.0%)	⇒	130 (3.4%)	▲ 22	-14.5%	3,015 (4.4%)	⇒	2,632 (3.8%)	▲ 383	-12.7%
6 時間以上 7 時間未満の場合	267 (7.0%)	⇒	267 (7.0%)	0	0.0%	4,504 (6.5%)	⇒	4,347 (6.2%)	▲ 157	-3.5%
5 時間以上 6 時間未満の場合	652 (17.2%)	⇒	686 (18.0%)	34	5.2%	9,853 (14.3%)	⇒	10,233 (14.6%)	380	3.9%
4 時間以上 5 時間未満の場合	2,149 (56.6%)	⇒	2,436 (63.8%)	287	13.4%	42,737 (62.0%)	⇒	49,731 (70.9%)	6,994	16.4%
3 時間以上 4 時間未満の場合	548 (14.4%)	⇒	297 (7.8%)	▲ 251	-45.8%	8,555 (12.4%)	⇒	3,144 (4.5%)	▲ 5,411	-63.2%
2 時間以上 3 時間未満の場合	9 (0.2%)	⇒	3 (0.1%)	▲ 6	-66.7%	145 (0.2%)	⇒	42 (0.1%)	▲ 103	-71.0%
2 時間未満の場合	17 (0.4%)	⇒	2 (0.1%)	▲ 15	-88.2%	156 (0.2%)	⇒	23 (0.0%)	▲ 133	-85.3%
計	3,794 (100.0%)	⇒	3,821 (100.0%)	27	0.7%	68,965 (100.0%)	⇒	70,152 (100.0%)	1,187	1.7%

※出典：国保連データ

※（ ）内は構成比。

就労継続支援 B 型における平成30年報酬改定の効果

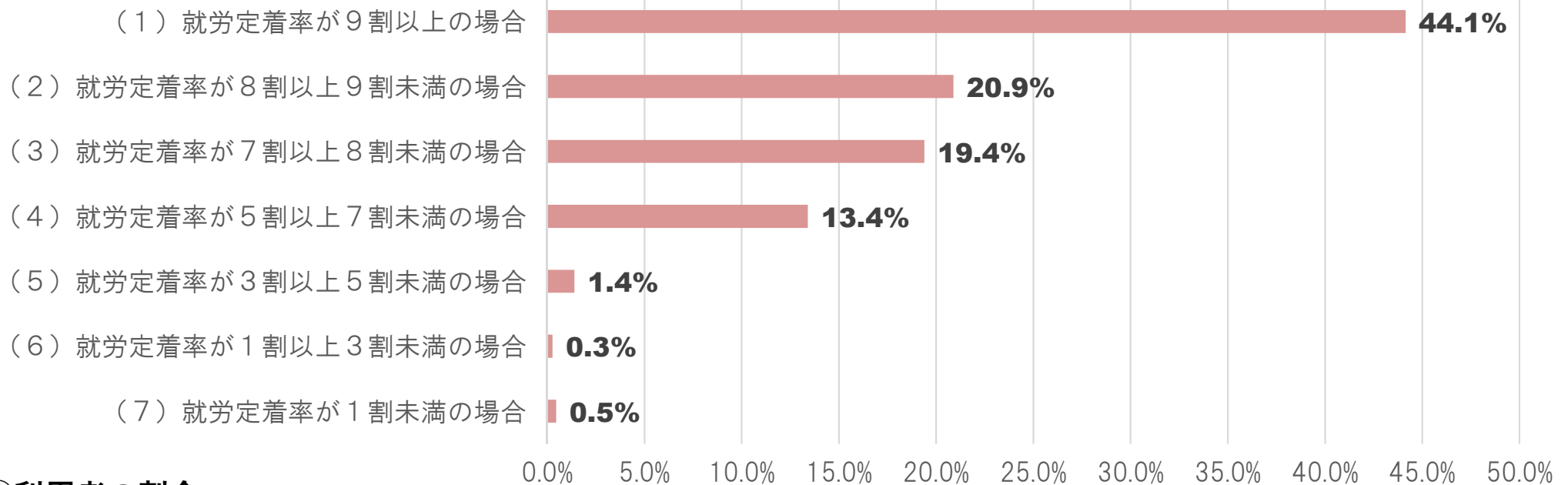
平均工賃月額区分	事業所数					利用者数				
	H30.4	⇒	H31.4	増減		H30.4	⇒	H31.4	増減	
				事業所数	増減率				利用者数	増減率
4万5千円以上の場合	206 (1.7%)	⇒	211 (1.7%)	5	2.4%	4,221 (1.7%)	⇒	4,731 (1.8%)	510	12.1%
3万円以上4万5千円未満の場合	624 (5.3%)	⇒	731 (5.8%)	107	17.1%	15,240 (6.2%)	⇒	17,582 (6.8%)	2,342	15.4%
2万5千円以上3万円未満の場合	645 (5.5%)	⇒	724 (5.8%)	79	12.2%	15,062 (6.2%)	⇒	17,214 (6.6%)	2,152	14.3%
2万円以上2万5千円未満の場合	1,106 (9.4%)	⇒	1,271 (10.1%)	165	14.9%	26,567 (10.9%)	⇒	29,628 (11.4%)	3,061	11.5%
1万円以上2万円未満の場合	4,977 (42.2%)	⇒	5,449 (43.4%)	472	9.5%	109,874 (44.9%)	⇒	120,163 (46.3%)	10,289	9.4%
5千円以上1万円未満の場合	3,465 (29.4%)	⇒	3,515 (28.0%)	50	1.4%	61,070 (25.0%)	⇒	59,167 (22.8%)	▲ 1,903	-3.1%
5千円未満の場合	761 (6.5%)	⇒	640 (5.1%)	▲ 121	-15.9%	12,691 (5.2%)	⇒	11,079 (4.3%)	▲ 1,612	-12.7%
計	11,784 (100.0%)	⇒	12,541 (100.0%)	757	6.4%	244,725 (100.0%)	⇒	259,564 (100.0%)	14,839	6.1%

※出典：国保連データ

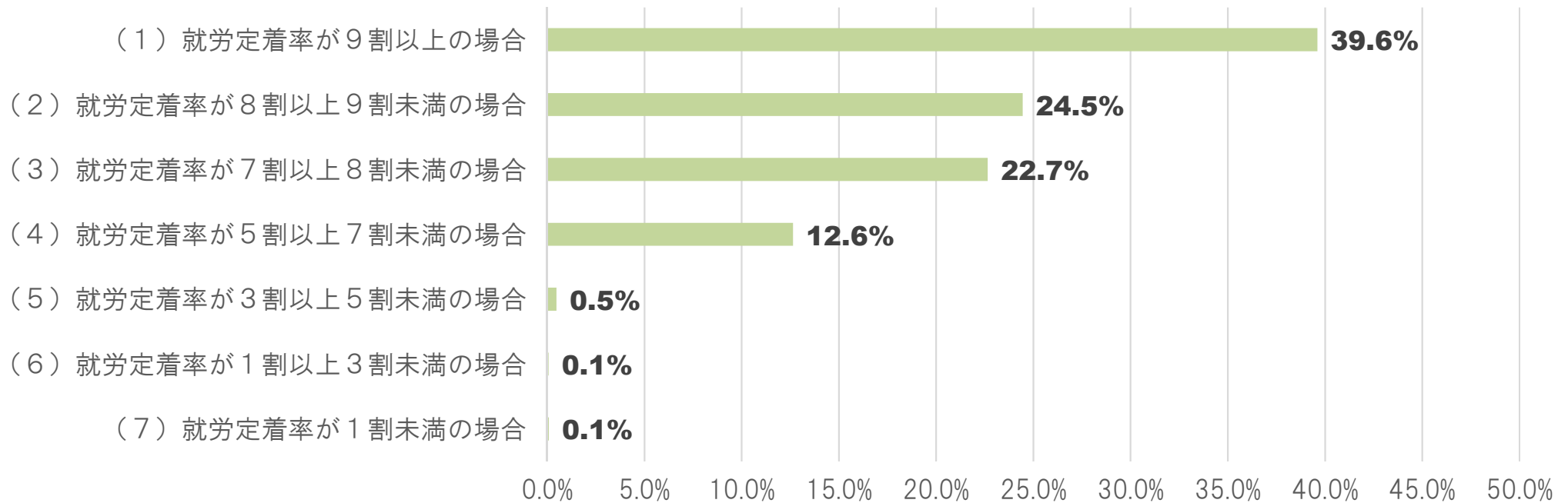
※（ ）内は構成比。

就労定着支援における就労定着率別の事業所数・利用者数【令和元年7月サービス提供分】

①事業所の割合



②利用者の割合



(参考) 就労系サービスにおける平成30年度報酬改定の内容①

- 障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させる。

就労移行支援

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、就職後6か月以上定着した割合に応じた報酬設定とする。
- 定着率が高いほど、利用者の地域生活の継続に資することや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

※ このほか、福祉専門職員に作業療法士の追加等の改定を実施。



<定員20人以下>

改定前	改定後	
基本報酬	就職後6か月以上定着率	基本報酬
804単位	5割以上	1,094単位
	4割以上5割未満	939単位
	3割以上4割未満	811単位
	2割以上3割未満	689単位
	1割以上2割未満	567単位
	0割超1割未満	527単位
	0	502単位

就労継続支援A型

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

- 平均収支差率+14.2%
- 1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多



<定員20人以下、人員配置7.5:1>

改定前	改定後	
基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	618単位
	6時間以上7時間未満	606単位
	5時間以上6時間未満	597単位
	4時間以上5時間未満	589単位
	3時間以上4時間未満	501単位
	2時間以上3時間未満	412単位
	2時間未満	324単位

就労継続支援B型

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

- 平均収支差率+12.8%
- 平均工賃15,033円/月
- 中央値12,238円/月



<定員20人以下、人員配置7.5:1>

改定前	改定後	
基本報酬	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	649単位
	3万円以上4.5万円未満	624単位
	2.5万円以上3万円未満	612単位
	2万円以上2.5万円未満	600単位
	1万円以上2万円未満	589単位
	5千円以上1万円未満	574単位
	5千円未満	565単位

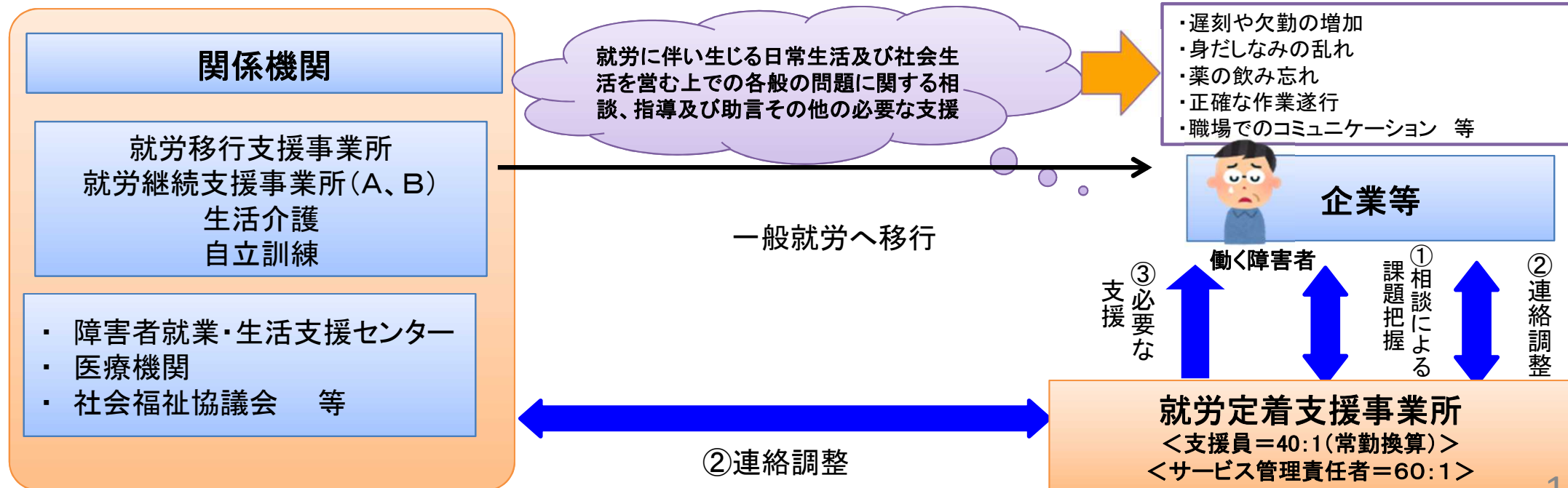
(参考) 就労系サービスにおける平成30年度報酬改定の内容②

就労定着支援（新設）

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う日常生活及び社会生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間（最大3年間）にわたり行うサービス（「就労定着支援」）を新たに創設する。
- 基本報酬については、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数（雇用された事業所での就労が継続している者の数）の割合）に応じた基本報酬とする。

<利用者20人以下> ※利用者が21人以上、41人以上でそれぞれ減額

新設	
就労定着率	基本報酬
9割以上	3,200単位/月
8割以上9割未満	2,640単位/月
7割以上8割未満	2,120単位/月
5割以上7割未満	1,600単位/月
3割以上5割未満	1,360単位/月
1割以上3割未満	1,200単位/月
1割未満	1,040単位/月



Ⅲ. 通勤や職場等における支援の在り方について

通勤や職場等における支援の在り方について

現状

- 障害者の就労支援については、従前より、福祉施策と労働施策との連携を進めながら対応してきたものの、特に通勤や職場等における支援については、現時点において十分な対応が出来ていない※1との指摘が多い状況※2,3。
 - ※1 障害福祉サービス（訪問系サービス）[参考1]は、通勤、営業活動等の経済活動に対する支援は対象外。また、障害者雇用促進法に基づく納付金関係業務として、雇用管理のために必要な職場介助者や通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱等を行う事業主に対して助成金[参考2]を支給しているが、支給期間を設定。なお、障害者雇用促進法において、事業主は、過重な負担にならない範囲で、その能力の有効な発揮に支障となっている事情を改善するために必要な措置を講ずることとされているところ[参考3]。
 - ※2 先の通常国会での障害者雇用促進法改正案に対する衆議院・参議院厚生労働委員会の附帯決議[参考4]においても、「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始する」旨が盛り込まれたところ。
 - ※3 令和元年7月30日参議院議院運営委員会理事会決定（「木村英子議員及び舩後靖彦議員の重度訪問介護サービスに係る御要請について」）において、「（通勤や職場等における支援の在り方等について）政府において早期に検討を進め、結論を得るように求める。」とされたところ[参考5]。
- また、近年、ICTの発達、働き方の多様化などを背景に、重度の障害がある方も働ける社会が実現しつつある中で、障害者がより働きやすい社会を目指すためには、働く際に必要となる介助などの支援の在り方は重大な課題。
- このため、現在、省内に設置した「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」[参考6]において、障害者の就労支援に関する、雇用と福祉の一体的展開の推進に係る諸課題の一つとして、「通勤や職場等における支援の在り方」についても総合的に対応策を検討中。

主な論点

- 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないか。
- 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうあるべきか考え方を整理する必要があるのではないか。
- 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないか。
- 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状（上記附帯決議より）」を打開し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないか。

○ 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないかな。

- 今後も障害者が「働くこと」を一層強力に支援していく必要があり、そのためにも引き続き雇用と福祉の一体的展開を推進し、切れ目のない就労支援を確立していくことが重要である。
- 通勤や職場等における支援についても、雇用と福祉の一体的展開のもと、切れ目のない就労支援策として提供されることを目指し、検討を深めていくのではないかな。

○ 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうあるべきか考え方を整理する必要があるのではないかな。

- 通勤や職場等における支援については、個々の障害者の障害特性や就業場所等に応じて、呼吸器等の調整や体位変換、トイレ利用・昼食時の介助などの支援、書類の読み上げ・ページめくり・整理等の業務補助、就労支援機器（PC入力関連機器等）の整備・操作・入力など、様々なものが考えられるのではないかな。

○ 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないかな。

- 現在、常時介護を必要とする「重度訪問介護を利用している方」について、
 - ・ 就労している方がどの程度いるのか
 - ・ （今は就労していなくても）就労を希望している方がどの程度いるのか等の実態把握を目的に、全国調査^[参考7]を実施しており、当該調査結果を踏まえつつ、内容を整理していくのではないかな。

○ 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状（上記附帯決議より）」を打開し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないかな。

- 令和元年7月30日参议院議院運営委員会理事会決定や、現に「制度の谷間」に置かれた状況にあるとの障害当事者の声等を踏まえ、引き続きスピード感を持って検討を重ねていく必要があるのではないかな。

重度訪問介護・同行援護・行動援護（概要）

- 一定程度以上の障害者については、重度訪問介護、同行援護、行動援護といった「個別給付（義務的経費）」により訪問系サービスを提供（マンツーマンでの対応）。
- 個別給付については、障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支える上で重要であるが、これらの制度の趣旨や人員・財源の制約などから、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は対象外としている。

	重度訪問介護	同行援護	行動援護
対象者	○ 障害者（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者） ・ 障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者	○ 障害者・障害児（重度の視覚障害） 【身体介護なし】 ・ 同行援護アセスメント票の基準を満たす者 【身体介護あり】 上記に加えて ① 障害支援区分2以上 ② 障害支援区分調査項目のうち「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定	○ 障害者・障害児（重度の知的障害、精神障害） ・ 以下のいずれにも該当 ① 障害支援区分3以上 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者
支援の範囲	居宅における ○ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ その他生活全般にわたる援助 外出時における ○ 移動中の介護 ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。	外出時における ○ 移動に必要な情報の提供 ○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 ○ その他外出時に必要な援助	○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ○ 移動中の介護 ○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など ○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助
移動の目的	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く
事業所数	7, 493 （国保連データ令和元年7月）	5, 964 （国保連データ令和元年7月）	1, 762 （国保連データ令和元年7月）
利用者数	11, 443 （国保連データ令和元年7月）	26, 170 （国保連データ令和元年7月）	11, 545 （国保連データ令和元年7月）

[参考1-②]

○ 8 時間（9 時～17 時）重度訪問介護（基本報酬のみ）を利用した場合の1日あたり費用（粗々の試算）

基本報酬（8時間）		1 単位単価	
1,496 単位	×	10 円	= 14,960 円

※ 1 上記の費用の試算にあつては、基本報酬のみを算出したものであり、実際は本人の障害の状況等によって各種加算が上乗せされる。

（例 1）障害支援区分 6 加算（8.5%加算）
障害支援区分 6 の者にサービス提供を行った時の加算

$$1,496 \text{ 単位} \times 108.5\% \times 10 \text{ 円} = 16,232 \text{ 円}$$

（例 2）障害支援区分 6 加算に加え、良質な人材を確保しているなどの事業所を評価する「特定事業所加算（Ⅰ）」（120%）や、福祉・介護職員の賃金改善等の一定の取組を評価する「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」（119.1%）を取得している場合

$$1,496 \text{ 単位} \times 108.5\% \times 120.0\% \times 119.1\% \times 10 \text{ 円} = 23,198 \text{ 円}$$

※ 2 1 単位単価については、地域によって 1 級地（東京都特別区）から 7 級地、その他の区分と分かれており、単価が異なる。上記試算ではその他の区分を採用しているが、これを 1 級地区分とした場合は下記のとおり。

$$\text{基本報酬のみ} \quad 1,496 \text{ 単位} \times 11.2 \text{ 円} = 16,755 \text{ 円}$$

$$\text{（例 1'）} \quad 1,496 \text{ 単位} \times 108.5\% \times 11.2 \text{ 円} = 18,179 \text{ 円}$$

$$\text{（例 2'）} \quad 1,496 \text{ 単位} \times 108.5\% \times 120.0\% \times 119.1\% \times 11.2 \text{ 円} = 25,982 \text{ 円}$$

[参考2] 雇用関係助成金(障害者雇用納付金制度に基づくもの)

平成30年度支給実績:7.3億円(5,079件)

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置等を行った場合の助成措置

＜平成30年度支給実績:0.5億円(87件)＞

○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に支給(障害者1人につき上限450万円(作業施設の設置)等)

○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う事業主に支給(障害者1人につき上限225万円)

○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、費用の一部を助成(上限額5000万円)

障害者を介助する者の配置等を行った場合の助成措置

＜平成30年度支給実績:5.7億円(4,291件)＞

○ 障害者介助等助成金

障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置・委嘱を行う事業主に支給
(例:手話通訳担当者を委嘱した場合には、委嘱1回当たりの費用の3/4)

通勤の配慮を行った場合の助成措置

＜平成30年度支給実績:1.1億円(701件)＞

○ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主等に支給
(例:駐車場を賃借した場合には、障害者1人につき月上限5万円 等)

雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針(概要)

(1) 基本的な考え方

- 対象となる事業主の範囲は、すべての事業主。
- 対象となる障害者の範囲：身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。
⇒ 障害者手帳所持者に限定されない。
- 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。

(2) 合理的配慮の内容

- 合理的配慮の事例として、多くの事業主が対応できると考えられる措置の例を「別表」として記載。

(別表の記載例)

【募集及び採用時】

- ・ 募集内容について、音声等で提供すること。(視覚障害)
- ・ 面接を筆談等により行うこと。(聴覚・言語障害) など

【採用後】

- ・ 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。(肢体不自由)
- ・ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。(知的障害)
- ・ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。(精神障害ほか) など

(3) 合理的配慮の手続

- 募集・採用時： 障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る。
採用後： 事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する。
- 合理的配慮に関する措置について、事業主と障害者で話し合う。
- 合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由(「過重な負担」にあたる場合は、その旨及びその理由)を障害者に説明する。採用後において、措置に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。

※ 障害者の意向確認が困難な場合、就労支援機関の職員等に障害者の補佐を求めても差し支えない。

(4) 過重な負担

- 合理的配慮の提供の義務は、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除く。
事業主は、過重な負担に当たるか否かについて、次の要素を総合的に勘案しながら個別に判断する。
 - ① 事業活動への影響の程度、 ②実現困難度、 ③費用・負担の程度、
 - ④ 企業の規模、 ⑤企業の財務状況、 ⑥公的支援の有無
- 事業主は、過重な負担に当たると判断した場合は、その旨及びその理由を障害者に説明する。その場合でも、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮の措置を講ずる。

(5) 相談体制の整備

- 事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知する。
- 事業主は、相談したことを理由とする不利益取扱いの禁止を定め、当該措置を講じていることについて、労働者に周知する。
など

[参考4]

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（令和元年五月十日衆議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十 労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（令和元年六月六日参議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十三、労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、現状の把握を行うとともに、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

[参考5]

木村英子議員及び船後靖彦議員の重度訪問介護サービスに係る御要請について（抄）

令和元年7月30日議院運営委員会理事会決定

- 令和元年6月6日の参議院厚生労働委員会の障害者雇用促進法改正案の附帯決議において、通勤や職場等における支援の在り方等について検討を開始することとあるが、政府において早期に検討を進め、結論を得るよう求める。

構成

主査:厚生労働審議官

副主査:職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項(現段階のイメージ)

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

(参考)開催状況

- 第1回 令和元年7月25日 議事:(1)今後の検討の進め方について (2)その他
- 第2回 令和元年8月7日 議事:(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
- 第3回 令和元年10月2日 議事:関係者ヒアリング①(社会福祉法人リバーたす 理事長 伊藤佳世子氏(重度障害者の就労支援について))
- 第4回 令和元年10月7日 議事:関係者ヒアリング②((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏(海外事例について))
- 第5回 令和元年10月18日 議事:(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
- 第6回 令和元年11月12日 議事:関係者ヒアリング③(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会(代表理事 大濱 眞氏)、一般社団法人日本ALS協会(会長 嶋守 恵之氏)(通勤支援や職場等における支援等の在り方について))

調査目的

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得るとされたことを踏まえ、在宅就業中の重度障害者の支援の在り方を検討するためその実態を把握する。

調査研究概要

- 平成31年度障害者総合福祉推進事業 指定課題
- 補助基準額：500万円
- 実施団体：一般社団法人 コ・イノベーション研究所
- 事業内容：重度訪問介護事業所及び利用者に対するアンケート調査等

アンケート調査内容

- 調査対象：全国の重度訪問介護事業所を対象とした全数調査
- 調査方法：郵送調査
- 調査内容
 - ・重度訪問介護利用者数
 - ・利用者の障害支援区分、障害の状況
 - ・利用者の就労の有無、就労形態（企業等で雇用・自営や請負、通勤・在宅の別）
 - ・就労希望、就労の際に必要な支援

今後のスケジュール（予定）

- ・10～11月 アンケート調査
- ・12月～ ヒアリング調査
- ・3月 調査報告